情公第１６０３号

平成２７年１１月１１日

　大阪府個人情報保護審議会

　　会　長　角松　生史　様

大阪府知事　松井　 一郎

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針に関する意見について（諮問）

　大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）第４９条第２項に基づき、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（事業者指針）について、貴審議会の意見を求めます。

諮問事項

１　条文

　　大阪府個人情報保護条例第４９条第２項

２　諮問内容

　　事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（事業者指針）の改正

　　事業者指針改正案は、別紙のとおり

３　諮問理由

　　大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）第４９条第２項に基づき、平成８年９月１７日の個人情報保護審議会答申を受けて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（事業者指針）を定め、同年１０月に施行した。また、平成１７年４月の個人情報保護法の全面施行等を踏まえ、平成１８年３月２７日の個人情報保護審議会答申を受けて、平成１８年５月に事業者指針の改正を行ったところである。

　　この度、平成２５年５月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が制定され、社会保障・税番号制度が導入されることに伴い、事業者においても、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の適正な取扱いを確保するため必要な措置を講ずることが求められている。このことから、事業者指針に特定個人情報の取扱いについて規定する必要があるため、改正について諮問するものである。

４　事業者指針の改正の考え方

（１）特定個人情報の定義

　　　　新たに特定個人情報の定義を追加する。定義については、改正条例と同様に番号法第２条第８項に規定する特定個人情報とする。

　　　　なお、特定個人情報は個人情報に含むものとする。

（２）特定個人情報の取扱い

　　　　個人番号を取り扱う事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として、国において、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成２６年特定個人情報保護委員会告示第５号）」（以下「ガイドライン」という。）が定められている。

　　　　番号法は、行政機関等（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人をいう。）又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者に適用される。また、個人情報保護法が適用の対象を個人情報取扱事業者に限定しているのに対して、番号法は全ての事業者を適用の対象としており、ガイドラインは、番号法の適用を受ける者のうち事業者を対象としている。

　　　　ガイドラインでは、事業者が取り扱う特定個人情報について、「利用制限」、「安全管理措置等」、「提供制限等」等に関して、番号法上必要な保護措置等について規定されている。

　　　　上記のことを踏まえ、改正の内容を下記のとおりとする。

　　○　「４　個人情報の収集」において、特定個人情報については、番号法に規定されている場合を除き収集してはならないとされていることから、その旨について追加する。

○　「５　個人情報の利用又は提供」において、特定個人情報については、番号法で規定されている場合を除き利用又は提供してはならないとされていることから、「個人情報」から「特定個人情報」を除いた上で、その旨について追加する。

　　○　「６　個人情報の適正な管理」において、委託者は、「委託を受けた者」において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならないとされていることから、その旨を追加する。

　　○　その他の項目については、特定個人情報についてもこれまでの個人情報と同様の取扱いとすることから内容の変更は行わない。

　　○　新たな項目として、特定個人情報については、本指針の各項目の他、ガイドラインを遵守し、適正に取り扱う旨を追加する。